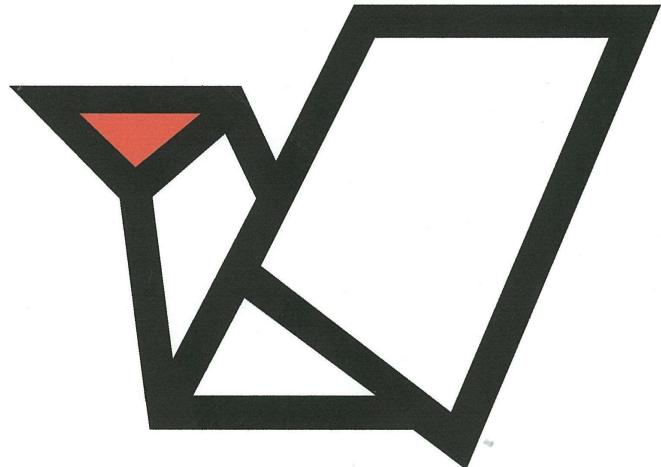


令和7年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



令和7年8月22日

令和7年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

令和7年8月22日（金曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時議長の選出	3
開会	3
広域連合長挨拶	3
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
副議長の選挙	4
議会運営委員会委員の選任	5
休憩	5
再開	6
正副委員長互選の報告	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	
・例月出納検査（令和6年12月分から令和7年4月分まで）の結果について	6
一般質問	
・福島直子議員	7
・佐藤広域連合長	8
・白井正子議員	9
・佐藤広域連合長	12
報告の承認	
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めるについて（令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号））	
提案理由説明	
・仙波事務局長	13
議案関連質疑	
・東みちよ議員	13
・佐藤広域連合長	14
・東みちよ議員	15
・鈴木京子議員	16
・佐藤広域連合長	16
採決	16
議案上程	
議案第8号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・仙波事務局長	16

議案関連質疑	
・鈴木京子議員	17
・佐藤広域連合長	17
採決	17
議案第9号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・仙波事務局長	18
議案関連質疑	
・鈴木京子議員	18
・佐藤広域連合長	19
採決	19
認定第1号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
提案理由説明	
・仙波事務局長	19
議案関連質疑	
・鈴木京子議員	20
・佐藤広域連合長	20
反対討論	
・鈴木京子議員	20
採決	21
認定第2号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
提案理由説明	
・仙波事務局長	21
議案関連質疑	
・鈴木京子議員	22
・佐藤広域連合長	23
反対討論	
・鈴木京子議員	23
採決	23
同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めるについて	
提案理由説明	
・仙波事務局長	24
採決	24
陳情第3号 2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を、1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情	
議会運営委員会へ付託	25
会議時間延長	25
休憩	25
再開	25
委員長報告	25
賛成討論	
・鈴木京子議員	25
採決	26

閉会中継続審査	26
議決事件の字句及び数字等の整理	26
閉会の挨拶	27
閉会	27
議決結果	28
会議録署名	28

(資料)

- ・議案書
- ・議案説明資料
- ・歳入歳出決算書及び附属書類
- ・主要施策の成果説明書
- ・歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書
- ・議場配付資料①
- ・議場配付資料②

○議事日程・場所

令和7年8月22日 午後2時30分 開会
於：かながわ労働プラザ 3階多目的ホール

- 日程第 1 . 臨時議長の選出
- 日程第 2 . 広域連合長挨拶
- 日程第 3 . 仮議席の指定
- 日程第 4 . 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 5 . 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 6 . 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 . 議席の指定
- 日程第 8 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 9 . 会期の決定
- 日程第 10 . 諸般の報告
- 日程第 11 . 一般質問
- 日程第 12 . 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和7年度
神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 13 . 議案第8号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 . 議案第9号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 . 認定第1号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 16 . 認定第2号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 . 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を
求めることについて
- 日程第 18 . 陳情第3号 2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を、1
割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情
- 日程第 19 . (追加) 閉会中継続審査

○付議事件

承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号））

議案第8号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

認定第1号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めるについて

陳情第3号 2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を、1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情

○出席議員（20人）

1番	東 みちよ	11番	堀 りょういち
2番	清水 富雄	12番	大槻 和弘
3番	久保 和弘	13番	神尾 江里
4番	福島 直子	14番	阿部 英光
5番	藤崎 浩太郎	15番	角田 真美
6番	いそべ 尚哉	16番	横山 むらさき
7番	白井 正子	17番	山田 己智恵
8番	浅野 文直	18番	戸澤 幸雄
9番	嶋田 和明	19番	鈴木 京子
10番	河野 ゆかり	20番	古谷 星工人

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤 光
事務局長	仙波 浩美
企画課長	堀江 真樹
保健事業担当課長	浅野 智子
資格保険料課長	服部 敦
給付課長	田中 憲明

○職務のため出席した者

書記長	重田 康和
書記	出川 陽太郎
書記	鷹栖 豊
書記	森田 翔子
書記	早坂 実穂
書記	中野 遥香

【臨時議長の選出】

○事務局長（仙波 浩美君）

皆さま、こんにちは。事務局長の仙波でございます。

定刻となりましたので、お手元に配付しました議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号より、日程第 1 、臨時議長の選出に入らせていただきます。

本日は、当広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます、鈴木京子議員に臨時議長をお願いいたします。それでは、鈴木議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

○臨時議長（鈴木 京子君）

皆さま、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、鈴木京子でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願ひいたします。それでは、着座のまま議事を進めたいと思います。

ただいまの出席議員は、20名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 7 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めておりますので、御報告いたします。議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号により、順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長挨拶】

○臨時議長（鈴木 京子君）

それでは、日程第 2 、広域連合長挨拶を行います。

広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

広域連合長の佐藤でございます。本定例会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

まずは、本日、議員の皆さま方におかれましては、御多忙の中、当広域連合議会定例会への御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、それぞれの自治体で培われた、皆さまの知見をお借りしながら、実りある定例会にしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げる次第です。

さて、平成 20 年度から始まりました後期高齢者医療制度でございますが、今年で 18 年目を迎えるました。この間にも少子高齢化には拍車がかかり、団塊の世代の方がすべて 75 歳以上となる令和 7 年度には、当広域連合の被保険者は 135 万人を超える、今後も増え続けていくことが見込まれています。

そのような状況の中、現在、国においては、医療保険制度改革が進められており、令和 7 年秋までに高額療養費制度のあり方について再検討を行うことが予定されているほか、令和 8 ・ 9 年度の保険料率改定時からは、こども未来戦略を実行するための財源として、子ども・子育て支援金の徴収が開始されるなど、後期高齢者を取り巻く環境は大きく変化しているところでございます。

当広域連合におきましては、国や県、市町村との連携を図りながら、これからも、被保険者の皆さまが日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、引き続き、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

本日の定例会には、広域連合職員に関する条例改正や令和6年度一般会計、特別会計の決算認定議案などを提出しております。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

【仮議席の指定】

○臨時議長（鈴木 京子君）

これより会議に入ります。

日程第3、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（鈴木 京子君）

次に、日程第4、選挙第1号、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第10条第1項の規定により、行うものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

当広域連合議会議長に清水富雄議員を指名いたします。

これにより、清水議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって清水富雄議員が、議長に当選されました。

清水議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。それでは、清水議長、議長席にお願いいたします。

○議長（清水 富雄君）

ただいま、皆さま方より御推挙いただきまして、議長という要職につかせていただくことになりました清水富雄でございます。皆さま方の御指導と御協力を得ながら、議会の運営を円滑に行っていくよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【副議長の選挙】

○議長（清水 富雄君）

それでは、お手元に配付いたしました議場配付資料①の2ページの議事日程表第2号により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

それでは、日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名推選することに決定いたしました。

当広域連合議会の副議長に、鈴木京子議員を指名いたします。これにより、鈴木議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって鈴木京子議員が、副議長に当選されました。

鈴木議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました鈴木副議長から、御挨拶をお願いいたします。

鈴木京子副議長。

○副議長（鈴木 京子君）

ただいま御指名いただきました、鈴木京子でございます。副議長の要職につくことになりました。清水議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう努めてまいりますので、皆さま方の御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（清水 富雄君）

ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第6、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料①の3ページ、議会運営委員会委員名簿案のとおり、8人の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会条例第7条の規定により、正副委員長の選任等を行うため、ただいまから、4階第3会議室にて議会運営委員会を開催します。本会議は暫時休憩いたします。

午後2時41分 休憩

【正副委員長互選の報告】

○議長（清水 富雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記長（重田 康和君）

御報告いたします。議会運営委員会委員長、大槻和弘議員、副委員長、山田己智恵議員、以上でございます。

○議長（清水 富雄君）

ありがとうございました。

【議席の指定】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議場配付資料①の5ページ、議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、1番、東みちよ議員、及び4番、福島直子議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第9、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第10、諸般の報告を行います。

議場配付資料①の7ページから12ページの「例月出納検査の結果について」のとおり、令和6年12月分から令和7年4月分までの例月出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第11、一般質問を行います。

一般質問は、議場配付資料①の 13 ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

福島直子議員の発言を許可いたします。

福島直子議員。

○ 4 番議員（福島 直子君）

横浜市会選出の福島直子でございます。私からは、早速、第3期保健事業実施計画の進め方についてお尋ねをいたします。

令和6年度に始まりました第3期保健事業実施計画、すなわち、第3期データヘルス計画、以下第3期計画と発言をいたしますが、これは、ますます超高齢社会が進展する令和11年度の計画終了年まで6年間にわたり、神奈川県内の後期高齢者の皆さまのウェルビーイングの実現に寄与していくこうと策定されました。具体的には、後期高齢者に起こりうる健康課題を整理し、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施することにより、生活習慣病の重症化を予防し、心身機能低下の防止を図り、できる限り長く地域での自立した生活を送ることができる高齢者を増やすこと、そして結果として医療費の適正化に資することを目指すため、広域連合と被保険者の居住する市町村とで役割分担を定めて進めているところであります。

一方、被保険者である後期高齢者の皆さまに目指していただくこととして、1つ目に、御自身の健康の維持増進のために、健康状態を客観的指標等により経年的に把握できること、2つ目に、御自身の健康状態に応じて適時適切に医療等にアクセスし、生活習慣病の重症化予防ができるここと、3つ目に、適切な服薬・受診行動をとり、薬剤の多量・重複服薬等による健康被害を防ぐことができること、これらを実現できるよう支援するための取り組みが開始されているところであります。これらの事業は、後期高齢者医療制度を統括する厚生労働省の下、全国共通の保険者インセンティブにおける評価指標として各広域連合の年度ごとの事業結果を点数化し、支援額に反映する仕組みとなっています。

そこで、始めに、後期高齢者が御自身の健康状態を客観的経年的に把握するための第一歩であり、共通評価指標の基本ともいえる健康診査事業について伺います。健康診査事業は、各市町村が実施する健康診査事業に対して、補助金を広域連合から交付することで事業実施していますが、第3期計画策定時受診率は、22.2%で全国平均より低いものでした。令和5年度では25.88%、令和6年度は28.12%と全国平均と肩を並べ、評価指標をクリアすることもできています。そこで、増加に転じた要因についてお尋ねをいたします。

しかしながら、神奈川県広域連合を構成する33の市町村間では7.7%から44%と大きな開きがある、というのがデータヘルス計画策定時の指摘であり、広域連合の全体観に立てば看過できることであります。そこで、33市町村の健康診査受診率の最新状況と課題についてお尋ねいたします。

さて、健康診査受診率を年齢別に見ますと、80歳から84歳の方が最も高く、未受診の方と比較すると、受診していた方は一人当たりの医療費が低いことが分かっています。厚労省の共通評価指標でも、75歳から84歳の受診率が計画策定時以上となっていることを求めており、健康上の課題をなるべく早く発見し、重症化予防することを重視していることが分かります。

神奈川県広域連合としても、後期高齢者医療保険の対象者になったならば、まず健康診査を受けるという流れを作るため、例えば被保険者の皆さまを動機付けるポイント制の導入などを市町村と共に検討してはいかがでしょうか。

広域連合の健康診査分野のもう一つの事業として、前年度に75歳に達した方に対して歯科

健診受診券を郵送し、協力医療機関での受診を促す事業を行っています。昨今、オーラルフレイルとして、お口の状態が全身のフレイルにつながったり、重大な疾病の原因となることが明らかになっており、歯科健診の重要性が一層増していますし、厚労省の評価指標でも、当然受診率の向上を求めているところであります。しかし、この歯科健診の受診率は、当広域連合におきましては、計画策定時 6.5%、令和5年度 6.79%と上昇したものの、令和6年度は 6.10%と減少してしまいました。計画の目標値は、令和7年度 7.5%、最終年の令和11年度は 9.5%です。そこで、歯科健診受診率を引き上げる方策についてはどのようなお考えか見解を伺います。

歯科健診につきましては、事業を開始したときから神奈川県歯科医師会の協力の下、広域連合直営で行っているとのことです、受診率を向上させ、事業目的をより実現できる方法に変更していくことも視野に、関係機関と様々な検討をしていただくよう要望いたします。

厚労省の共通評価指標には、糖尿病性腎症重症化予防の取り組みというのも掲げられておりまして、糖尿病と診断された方が治療を中断することなく、生活習慣の維持、又は改善に取り組むよう個別勧奨することなども評価指標としています。また、固有指標という考え方として、低栄養や口腔に関する事、また、身体的フレイルについての相談機能にも高い点数を配分していることから、重要な分野だと強調していることが分かります。

昨今、一人暮らし高齢者が増加していることもあり、食事など日々の生活習慣の管理が重要な分野においては、個々人へのアプローチと共に、飲食店など事業者も含めた地域社会全体での啓発や、見守り機能の強化などが重要と考えます。この分野における広域連合としての一層の取り組みをお願いいたします。

最後に、広域連合で推進する様々な事業は、33 市町村の実施する事業との連携の中で成果を上げているものと理解しますが、第3期計画の目標達成に向け、県内市町村が広域連合のリードの下、揃って前進していくことが望ましいことは言うまでもありません。

そこで、第3期データヘルス計画の進捗管理や 33 市町村との情報共有はどのような体制で進めるのかを伺います。

今、後期高齢者の皆さまを取り巻く環境は、他の全ての世代の方々同様、またそれ以上に大変厳しい変化の中にある、特に持続可能な医療・介護サービスを巡る人と財源のあり方については最大の国民的関心事とも言えますが、皆さまが少しでも心安らかに日々過ごしていただけるよう、私も広域連合議会議員の一人として意欲を尽くしてまいりますことをお誓いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

福島議員から、4問の質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず始めに、健診受診率の増加の要因についてお答えいたします。受診率向上を目指し、市町村においては、がん検診との同時実施や受診勧奨などを行い、広域連合では市町村に財政的な支援を行うとともに、受診率が低い地域に集中的に広報を行うなど、これらの取り組みが受診率の増加につながったものと考えております。

続きまして、市町村の健診受診率の最新状況と課題についてお答えいたします。令和6年度の各市町村の受診率は、最高が 53.24%で、最低が 18.30%となっており、県平均の受診率は

着実に上がっておりますが、国が掲げる目標受診率 30%に達していないことが課題と考えております。

続きまして、歯科健診の受診率を引き上げる方策についてお答えいたします。令和7年度においては、新たな広報媒体の活用や受診券を送付した方に受診を促す勧奨通知を増やすほか、高齢者が身近な場で歯科健診を受診できるよう、協力歯科医院の増加について委託先の県歯科医師会に働きかけを行ってまいります。

続きまして、第3期データヘルス計画についてお答えいたします。計画に掲げた事業について市町村からの報告をもとに進捗を管理し、必要に応じて個別訪問やフォローアップを行っております。また、県や県国民健康保険団体連合会と実施する市町村向けの研修会や運営協議会幹事会において、取り組みの好事例などの情報を共有してまいります。引き続き、市町村と共通の理解のもと保健事業に取り組み、これまで以上の連携を図り、支援を強化いたします。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員の発言を許可いたします。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜市会選出の日本共産党、白井正子です。広域連合長に質問いたします。

始めに、高齢者の生活実態の把握についてです。物価高騰の下、高齢者の暮らしを支える年金・医療・介護が大変な危機に陥っています。年金を物価上昇より低く抑える政治が、高齢者の年金も現役世代が将来受け取る年金も減らしています。国が決める診療報酬、介護報酬が低く抑えられ、医療と介護の基盤が崩壊の危機に直面しています。社会保障は憲法25条の生存権を保障するものです。そして、高齢者も現役世代も、現在とともに将来の生活を支えるものであり、経済そのものです。年金・医療・介護の危機を開拓することは、日本の社会の安定と経済の持続的な発展に欠かせません。社会保障が低く抑えられている下で、特に米など食料品の高騰、猛暑による出費の増加など、長期にわたる物価高騰が高齢者の暮らしを直撃しています。広域連合長は、高齢者の厳しい生活実態をどう把握しているのか、伺います。

次は、県内の医療機関の危機の把握についてです。国が決める診療報酬が、物価高も賃金上昇もまともに反映せずに低く抑えられていることから、全国で急激に病院の経営悪化が進み、日本病院会の調査では7割の病院が赤字となっています。診療科や入院患者受け入れを減らす、救急医療の廃止などの事態が全国に広がっています。ボーナスカットや賃下げで医療従事者の大量離職が起り、日本の医療は崩壊の瀬戸際です。日本病院会など病院6団体が、このままではある日突然病院がなくなります、と衝撃の訴えをしています。また、全国公私病院連盟が今年6月に挙げた決議の中に、今年の暮れを越えられない病院が出てくると記載しています。この緊急事態の最中に、自民党、公明党、日本維新の会が今年5月に合意した医療費4兆円削減には、その第一歩として11万床の病床削減計画が打ち出されています。地域医療の危機が加速することになります。削減する病床は余剰ベッドの削減とされていますが、感染症などの有事に対応するには余力のある医療体制が必要というコロナ危機の反省が忘れられています。参政党からは、終末期医療において国の医療費削減の方向が打ち出されていますが、患者の尊厳が守られない事態となることが懸念されます。今年3月の日本医師会と病院6団体から出された声明では、社会保障予算の抑制をやめ、賃上げできる診療報酬を求めていました。医療崩壊を止めるために緊急に国費を5,000億円投入し、診療報酬の基本の部分を引き上げること、患

者負担増にならないようにして医療従事者の賃上げを図ることが必要です。本広域連合として、県内の医療機関の危機をどう把握しているのか伺います。

次は、OTC類似薬の保険外しについてです。3党が進める医療費4兆円削減の合意には、OTC類似薬を保険から外すとしており、2025骨太の方針に盛り込まれています。市販薬と同等成分の処方薬であるOTC類似薬を保険から外すということは、患者に市販薬を市場価格で買わせるもので、懸念と怒りの声が殺到しています。この案が全面的に実行され、解熱薬、咳・たんの薬、アレルギー剤、アトピー性皮膚炎治療用の軟こうなどが公的保険の対象から外されて、市販薬を買わされることになれば、患者本人の負担額は20倍から70倍に跳ね上がります。難病でこれまで年間3万円の皮膚の薬代がかかっていたところ、保険が外れれば82万円になる方がいます。難病、慢性疾患の当事者やその団体、アレルギー疾患や、アトピー性皮膚炎の子どものいる保護者などから抗議の声が上がり、日常生活が犠牲になるとして保険適用の存続を求める13万を超える署名を提出しています。本広域連合の高齢者にも被るOTC類似薬の保険外しによる患者負担増を止めるよう、本広域連合から国へ求めることができます。見解を伺います。

高額療養費の自己負担増についてです。高額療養費制度は、窓口払いの患者自己負担に上限が設けてある制度です。上限を引き上げ増額する見直し案を今年8月から実施するとされていましたが、がん患者など当事者の声を聞かずに決定され、非課税世帯を含め全ての所得層が負担増となるものです。国民の世論と運動によって今年3月、凍結に追い込んでいます。しかし、この秋までに再検討されることになっています。高額療養費自己負担上限増額案の復活をさせないよう、国へ求めていただきたいと考えます。見解を伺います。

窓口2割負担の拡大、3割負担化についてです。これまでの窓口での1割負担、3割負担に加えて、2割負担が導入されて、9月末で3年となります。窓口負担が1割から2割となる方には、同一医療機関で1か月の外来医療の負担増額を3,000円までに抑える配慮措置が3年間講じられていましたが、配慮措置は9月末で終了とされています。政府は、昨年9月に決定した高齢社会対策大綱で、75歳以上で窓口負担が3割となっている現役並み所得者の範囲を拡大し、さらなる医療費の負担増を高齢者に負わせるという方針を打ち出しました。名目とされている現役世代の負担軽減の狙いは公費削減です。さらに、自民党、公明党は、高齢者の窓口負担の原則3割化を掲げる日本維新の会と医療費4兆円削減の合意を結び、高齢者医療を狙った負担増を進めようとしています。国民民主党も、高齢者と現役世代の世代間対立をあおる議論を拡げて高齢者の窓口負担増を推進する立場です。高齢者の多くは、収入は年金が中心で、現役世代の半分以下です。その一方、病気にかかりやすく、慢性疾患などの受診の頻度は高くなっています。こうした特性を持っている高齢者の窓口負担は現役世代より低くなっているからこそ、生活を何とか維持できる水準に留まっています。高齢者への窓口負担増は、本人の命と健康に悪影響を与えるだけでなく、高齢者をケアしている現役世代の家族にとっても負担増となるだけです。高齢者に際限なく負担増を押しつける医療改悪をやめさせ、70歳以上の窓口負担を一律1割に引き下げ、軽減、無料化を進める必要があります。本広域連合も加わる全国後期高齢者医療広域連合協議会は、国へ窓口負担の現状維持、2割以上の被保険者数を増加させないと要望しているのですから、本広域連合独自に2割負担の拡大、原則3割負担化は行わないよう、国へ求めていただきたいと思います。見解を伺います。

次は、保険料についてです。保険料は全員にかかる均等割と、所得によってかかる所得割とで決まります。2024年度から、保険料に所得割がかかる方に出産一時金が上乗せされていま

ですが、均等割だけの人も含めて定期的な保険料引き上げの仕組みがあります。なぜなら、後期高齢の人口の割合が増えるに従って、この給付費の財源のうち、後期高齢者保険料の割合、すなわち負担率を 10%、11%、12%などに引き上げる仕組みになっているからです。ちなみに神奈川県は 2008 年、2009 年当初の 10%から、今では 12.67% に引き上がっています。2026 年度からは子ども・子育て支援金が上乗せされることになっており、物価高騰に追い打ちをかける次期保険料の値上げは高齢者の生活を圧迫するもので許されません。全国後期高齢者医療広域連合協議会では、保険料負担が過度なものとならないよう国において適切な措置を講じることを国へ要望していることは承知していますが、本広域連合独自の手立てとして、余剰金を活用する、財政安定化基金を取り崩す、国、県からの財政支援を求めるなどあらゆる手立てで保険料を引き下げる必要と考えますが、伺います。

次は、保険証の存続についてです。マイナンバーカードと保険証を一体化したマイナ保険証への移行がござり押しされていますが、医療機関の 9 割でトラブルがあるとされています。利用者にも混乱を招いています。後期高齢者医療では、マイナ保険証を持っている方へは 8 月以降は資格確認書の交付はしないとして、必要な場合には申請するようにと意向確認の文書が 3 月に送付された直後の 4 月に国が方針を変え、全員に資格確認書が送られています。また、8 月にも方針が変わり、後期高齢者の期限切れの保険証は来年 3 月末まで使用できるとされています。現行では受診の際には、資格確認書、マイナ保険証、期限切れの保険証が使えますが、その場しのぎの対応で分かりにくい制度になっています。従来の保険証を廃止しなければ、このような問題は生じませんでした。国へ保険証の存続を求めることが必要です。見解を伺います。

次に、健康診査の聴力検査についてです。補聴器購入補助制度が県内市町村で広がっています。横浜市では、認知症リスク因子の一つである難聴の改善のため、補聴器購入費助成の申請が始まったところです。補聴器相談医と一緒に、補聴器購入前からの適切な診断と相談によって、快適に補聴器を使い続け、聞こえの改善による日常生活や社会参加を支援するとしています。難聴高齢者の早期発見も重要です。全国には高齢者の健康診査において耳鼻咽喉科で聴力検査を実施している自治体があります。難聴高齢者の早期発見のために、県内各自治体が行っている健康診査において聴力検査ができるように、本広域連合として保健事業費を拡充して支援することを提案します。どうでしょうか。

最後に、後期高齢者医療制度のあり方についてです。現役世代は 3 割負担、高齢者は 1 割から 3 割負担という窓口負担が国民の暮らしを圧迫し、受診抑制が起こっています。ヨーロッパの国などでは、公的医療制度の窓口負担は無料や低額となっています。日本でも、1980 年代まで健康保険本人は無料、老人医療費無料制度でした。応能負担の原則に沿って保険料や税の負担を求めつつ、患者負担は低額に抑え、必要な医療を保障するのが、公的医療制度の本来のあり方です。公的医療制度として窓口負担の軽減を進め、将来的には窓口負担ゼロの医療に向かうことが求められます。年齢によって別枠の制度とする後期高齢者医療については、廃止して、75 歳になっても 74 歳までと同様の制度に見直すことが必要ではないでしょうか。国庫負担を増やして、窓口負担は 1 割のみとすることが必要です。後期高齢者医療制度のあり方を見直すよう、本広域連合から国へ求める検討を検討されたいと思います。見解を伺って終わります。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

白井議員から、9問の質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず始めに、高齢者の生活実態の把握についてお答えいたします。国の令和6年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査によりますと、収入から公的年金等控除などの必要経費を除いた、本県の被保険者一人当たりの所得額は、約129万6千円で、全国で高い方から数えて3番目となっております。また、所得額に対しての保険料の負担割合は、8.2%で、全国で低い方から数えて4番目と承知しています。

次に、県内の医療機関の状況把握についてお答えいたします。一部報道によりますと、医療機関においては、物価高や人件費の高騰などにより、サービス提供体制を維持していくことが困難となる事態が全国的に懸念されております。これらを踏まえ、高齢者人口のさらなる増加と人口減少に対応し、質の高い効率的な医療サービスの提供を確保するため、診療報酬改定や財政支援等について、全国知事会などが国に対し、緊急要望を行っているものと承知しております。

次に、OTC類似薬についてお答えいたします。OTC類似薬は、医師の処方箋が必要な医療用医薬品でありながら、市販薬と成分や効果が類似していることから、保険給付のあり方を国において検討されるものと承知しており、引き続き、状況を注視してまいります。

次に、高額療養費についてお答えいたします。高額療養費制度の見直しは、医療給付費が増加する一方、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しながら、全ての世代の保険料負担を軽減することが目的であったと認識しております。制度の再検討に当たっては、被保険者の実態を十分に把握し、当事者の意見に耳を傾け、急激な負担増とならないよう激変緩和措置を検討することなどを、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国へ要望しているところです。

次に、窓口負担についてお答えいたします。現役世代の負担軽減については、年齢ではなく能力に応じた負担とする全世代対応型の社会保障制度を構築するために必要な改正であると認識しております。また、後期高齢者医療制度の見直しを行う場合には、大きな混乱が起きないよう慎重に行うとともに、できる限り負担のかからない制度設計とするよう、引き続き、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じた要望活動を継続してまいります。

次に、保険料の抑制策についてお答えいたします。保険料の負担増を緩和するため、これまででも特別会計剰余金を活用しており、今後も活用する予定です。財政安定化基金については、令和8年度、9年度の次期保険料率算定に向けて、県と協議の上、被保険者にとって有益な活用方法を検討してまいります。

次に、被保険者証についてお答えいたします。改正法の施行日である令和6年12月2日に新規の被保険者証の発行は終了しました。現在は、令和7年4月の国からの通知により、暫定運用として被保険者全員に資格確認書を交付しております。今後も国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、聴力検査についてお答えいたします。難聴を早期発見する方法の一つとして、聴力検査が考えられますが、国の調査・研究に基づき設定されている基本診査項目に聴力検査は該当していないため、保健事業費を拡充して聴力検査を推奨することは考えておりません。

最後に、後期高齢者医療制度のあり方について、お答えいたします。社会保障制度については、全世代対応型の社会保障制度の構築に向け、国において総合的な検討が行われております。当広域連合としましては、被保険者の方が必要な時に安心して医療が受けられるよう、国の検

討を注視しながら、県及び市町村と連携を図り、後期高齢者医療制度の適切な運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

【専決処分の報告及び承認を求めるについて（令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号））】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第12、承認第1号、令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号の専決処分の報告及び承認を求めるについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

承認第1号について御説明申し上げます。議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。本件につきましては、補正予算の専決処分をしたことについて、議会に報告し、承認を求めるものです。

始めに、1、専決処分理由ですが、令和7年4月3日付けの国の通知「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」に基づき、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付する暫定運用が継続となり、令和7年度の一斉更新等では、全ての被保険者に資格確認書を交付することとなりました。資格確認書は、簡易書留等で送付することから、マイナ保険証の保有者に対する資格確認書の送付に要する追加の郵便料について、補正予算を編成しましたが、一斉更新に係る資格確認書は7月中に送付する必要があり、議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであったため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分としました。

次に、2、補正の内容ですが、歳入は、2款1項の国庫補助金を1億290万7千円増額し、歳出は、2款1項の総務管理費を1億290万7千円増額しました。なお、別冊の議案書において、1ページから15ページに、議案書、専決処分書及び予算書を掲載しておりますので、御覧ください。

説明は以上でございます。当該専決処分について、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、15ページの議案関連質問発言通告表のとおり、承認第1号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

東みちよ議員の発言を許可いたします。

東みちよ議員。

○1番議員（東 みちよ君）

こんにちは。横浜市会選出の自由民主党、東みちよです。それでは、承認第1号、令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてお伺いいたします。

まず始めに、持続可能な社会保障制度は高齢者だけではなく、全世代にとって大きな関心事であり、少子高齢化による世代間の負担感の格差是正が指摘されているところです。先ほども

広域連合長からお話をありましたけれども、2025年度、今年度はいわゆる団塊の世代と呼ばれる方々が後期高齢者医療制度に加入される年であり、一方で、現役世代の人口減少が続く中、後期高齢者に対する医療保障を今後どのように維持していくのか、心配の声もいただくところです。この後期高齢者制度創立の平成20年度から現在に至るまで、特に現役世代の後期高齢者支援金は1.7倍にもなっていて年々増加しています。一方、高齢者の負担は1.2倍で後期高齢者や現役世代の負担感が非常に増えているという状況です。神奈川県後期高齢者医療事業においても、令和元年から6年までの6年間、医療給付費が約5%の伸び、約2千億円もの増加となっています。今後の制度設計とその内容については国の施策を待つところですが、私たち神奈川県後期高齢者医療広域連合議会においても、こうした危機的事情を注視し、超高齢社会へ迅速な対応を検討すべきと考えます。

そうした中で、国においてはマイナンバーカードと保険証の一体化が進められてきたことは、持続可能な社会保障制度を後押しするためにも重要な施策と考えます。特に、後期高齢者が複数の医療機関を受診したり、複数の薬局を利用したりすることで、薬の重複や過剰投与が発生しやすくなるポリファーマシーなどの問題も、マイナ保険証と電子処方箋による適切な管理が進むことで防げるのではと期待します。

医療保険においては、昨年12月2日に紙の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しており、マイナンバーカードを現行の保険証として利用する問題、資格確認が医療DXの基盤となり、そのマイナ保険証の推進・マイナ保険証のメリットの周知が非常に重要と考えます。そこで、持続可能な社会保障制度を後押しするマイナ保険証の推進に関して、広域連合としてはそのメリットをどのように考えているのか伺います。

一方で、今回、マイナ保険証への一斉更新において、マイナ保険証を保有している方も含め、紙の資格確認書を全員に交付することとする方針が、今年4月に厚生労働省から示されました。本来は、マイナ保険証を保有している方には資格情報のお知らせを交付することとなっており、この資格情報のお知らせを交付する場合は普通郵便での郵送の予定でしたが、資格確認書を交付することとなったため、特定記録又は簡易書留で郵送することになったとのことです。そこで、今回の一斉更新における資格確認書の作成及び郵送に要した費用について伺います。

現在、神奈川県においては、後期高齢者の66%がマイナ保険証を登録済と聞いております。本来なら、残りの34%のマイナ保険証未登録者へ資格確認書を送付すればよいところ、今回は様々な配慮を検討した上で、全員交付の方針がとられたことと承知しておりますが、既にマイナ保険証を利用している方や今後切り替えを検討している方にはかえって混乱を招きかねないことと心配されます。資格確認書の全員交付にあたっては、マイナ保険証の発行を前提とした討論も必要と考えます。そこで、神奈川県後期高齢者医療広域連合としてマイナ保険証推進のためにどのように取り組んでいるのか伺います。以上、この質問について答弁をお願いいたします。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

東議員から、3問の質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず始めに、マイナ保険証利用によるメリットについてお答えいたします。マイナ保険証の利用により、過去の健診や医療データに基づいた最適な医療を受けられるだけでなく、高額療

養費にかかる手続きが不要となるほか、マイナポータルから受診記録が参照できるため、医療費控除の申請手続きが簡素化されます。

また、医療機関等が最新の資格情報を得られることにより、保険者の給付適正化及び事務の効率化が図られ、後期高齢者医療制度の安定的な運営に寄与するものと考えております。

続きまして、一斉更新における費用についてお答えいたします。資格確認書の作成及び郵送に要した費用は、約4億6千万円です。

続きまして、マイナ保険証推進についてお答えいたします。当広域連合においては、一斉更新や年齢到達時の資格確認書及び医療費通知を送付する際に、マイナ保険証のメリットや利用登録方法、医療機関・薬局での受付方法などについて記載したリーフレット又は広報紙を同封し、周知に努めています。引き続き、様々な機会を捉えて、マイナ保険証について丁寧に説明し、より多くの方にご利用いただけるよう、取り組んでまいります。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

○1番議員（東 みちよ君）

連合長より答弁をいただきました。ありがとうございました。

先ほどの補正予算の金額の部分ですが、一斉更新や年齢到達の際に、資格確認書を郵送するのに今回約1億円増額の補正予算を組む必要があったということですが、費用削減の観点からも、今後はマイナ保険証を推進していただきたいと考えております。2年後の令和9年度の一斉更新におきましては、マイナ保険証の推進のため、資格確認書を全員には交付せず、要配慮者にも考慮しつつ、マイナ保険証を保有している方には資格情報のお知らせを交付し、医療機関等においてマイナ保険証の利用を進めていただけるよう要望いたします。冒頭に申し上げましたとおり、マイナ保険証の推進は、医療DX、デジタル化の実現と持続可能な社会保障制度のために広域連合・自治体が進めることができる施策であり、一人一人が健やかに生活し、安心を享受し、そして、次世代にも安心を繋げるためにも必要なことと考えております。先ほど、共産党の白井議員より、マイナ保険証のトラブルが9割の医療機関であるという御意見もありましたけれども、それは任意団体によるアンケート調査によるものであり、厚生労働省の公的な調査では、システム上のエラーなどが0.2%から2%で、アンケート調査ではなくしっかりとした調査でそうした結果が出ておりますので、皆さんには安心してマイナ保険証を使っていただけるのではと思います。これについては、さらに調査をお願いしたいと思います。

また、医療DXについてですが、データ管理による有効性・安全性・経済性も含めた地域医療連携による新たな仕組みも発生しています。私の地元鶴見区では、医師、薬剤師、歯科医師による地域連携が市内でも先駆けて昨年度から進められており、エビデンスに基づいた選定薬の服用などの提案なども試験的に行われています。こうした安心、効能、そして経済性に基づいた医療が医療DXによって進められていくということを期待したいと思います。持続可能な社会保障制度実現のための制度設計の見直しは、今後、國の方針を待つところではありますが、医療DXとマイナ保険証の普及、これは自治体の範囲で進められる重要なセットです。まずは、身近な問題として、広域連合、市町村が一丸となって、皆さんにとっても安心なマイナ保険証の推進に取り組んでいただくことを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

次に、鈴木京子議員の発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19番議員（鈴木 京子君）

大磯町議会議員の日本共産党、鈴木京子でございます。承認第1号について1項目質問をします。

専決処分の理由に、資格確認書を簡易書留又は特定記録で送付とありますが、2種類の郵送方法を設けた理由を尋ねます。

そして、7月中に全員に届いたと理解をしてますが、全員に届いたのでしょうか。実際を伺います。以上です。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

鈴木議員から資格確認書の郵送方法について質問をいただきましたのでお答えいたします。

簡易書留では対面で配達されるため確実にお渡しすることができ、特定記録郵便では不在でも届き、記録が残ることから、各市町村が実情に合わせて郵送方法を選択しております。なお、当広域連合で発送した資格確認書は、ほぼ全ての被保険者に届いていることを確認しております。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

承認第1号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第1号を承認することに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は承認されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第13、議案第8号、神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

議案第8号について、御説明申し上げます。議案説明資料の3ページ、資料2を御覧ください。

1、条例改正の理由ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限及び本人又は配偶者の妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等に関する規定の整備等を図るため、所要の改正を行います。

次に、2、条例改正の内容ですが、（1）時間外勤務の制限を請求できる育児を行う職員の

範囲の拡大に係る規定の改正、（2）本人又は配偶者の妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等に係る規定の追加、（3）配偶者等の介護が必要な職員に対する意向確認等に係る規定の追加、（4）勤務環境の整備に関する措置に係る規定の追加、（5）所要の規定の整備でございます。

次に、3、条例の施行日等ですが、第19条の2の改正規定については、令和7年10月1日施行とし、その他の改正規定については、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用とします。なお、資料の4ページから7ページに条例の新旧対照表を、別冊の議案書の18ページから20ページに条例案等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、15ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第8号について既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

鈴木京子議員の発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19番議員（鈴木 京子君）

鈴木京子です。議案第8号について2項目質問をいたします。

1点目ですが、広域連合で働く職員が各市から派遣されていると伺っています。派遣元の市の条例と差異はないでしょうか。不利益があつてはならないと考えています。

2点目としては、育児を行う職員の時間外勤務の制限及び本人又は配偶者の妊娠出産等について、躊躇なく申し出できる職場環境は整っているのでしょうか。また、対象となりうる職員数をお伺いします。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

鈴木議員から、2問の質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず始めに、職員の勤務の取扱いについてお答えいたします。服務等の勤務条件は、広域連合に派遣する職員の取扱いに関する協定書において、当広域連合の関係規定を適用するものと定めておりますが、相違があった場合は職員に不利益が生じないよう、派遣元の市と協議しております。

続きまして、職員の申出に対する環境の整備についてお答えいたします。申出のあった職員に所属長が支援制度を知らせるとともに、制度の利用に係る意向を確認するため、定期的な個別面談を実施いたします。なお、条例改正後に対象となり得る職員数は、現在4名です。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

議案第8号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議案第8号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第 14、議案第 9 号、神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

議案第 9 号について、御説明申し上げます。議案説明資料の 9 ページ、資料 3 を御覧ください。

1、条例改正の理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするために拡充される部分休業制度に係る関係規定の整備を図るほか、所要の改正を行います。

2、条例改正の内容ですが、（1）第 1 号部分休業の承認に係る規定の改正、（2）第 2 号部分休業の承認に係る規定の追加、（3）育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間に係る規定の追加、（4）育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間に係る規定の追加、（5）育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情に係る規定の追加、（6）部分休業の承認の取消事由に係る規定の改正、（7）その他所要の規定の整備でございます。

3、条例の施行日は、令和 7 年 10 月 1 日とし、第 20 条第 3 項の改正規定のうち、第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項を第 61 条の 2 第 20 項に改める部分については、公布の日とします。

なお、資料の 10 ページから 12 ページに条例の新旧対照表を、別冊の議案書の 22 ページから 23 ページに条例案等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、15 ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第 9 号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

鈴木京子議員の発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19 番議員（鈴木 京子君）

鈴木京子です。議案第 9 号について、1 項目質問いたします。

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため拡充されるということですが、部分休業制度の活用を図るためにどのような手立てを取られているのか伺います。以上です。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

鈴木議員から、部分休業制度の活用について質問をいただきましたのでお答えいたします。

全職員に対して、当広域連合への着任時の新任研修、定期的な職場研修及び所属長との個別面談などの様々な機会を捉え、制度周知や意向確認を行ってまいります。以上でございます。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

議案第9号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第9号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第15、認定第1号、令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

認定第1号について、御説明申し上げます。一般会計の決算につきまして、地方自治法の規定に基づき監査委員の決算審査に付し、意見書の提出がありましたので、議会の認定をいただきたいと提案するものです。議案説明資料の13ページ、資料4を御覧ください。

1、令和6年度決算の収支ですが、収入総額52億3,598万7,423円、支出総額48億9,921万8,855円、収支差引残額は、3億3,676万8,568円となっています。

次に、2、歳入についてですが、項目ごとの決算額は(1)の総括表のとおりです。(2)歳入の主な増減につきましては、2つ目の国庫支出金は、マイナ保険証の推進及び標準システムクラウド化に係るシステム改修経費等に対する国庫補助金の4億4,854万5千円の増などでございます。14ページを御覧ください。

3、歳出についてですが、項目ごとの決算額は(1)の総括表のとおりです。(2)歳出の主な増減ですが、3つ目の電算システム関係費は、標準システムクラウド化対応による委託料・使用料及び賃借料等の増加により、6億1,079万3千円の増、4つ目の財政調整基金費は、令和5年度決算剰余金の減に伴う財政調整基金積立の減、被保険者証一斉更新に伴う積立をしないことによる減により、4億5,717万円の減、などでございます。

次に、4、基金の状況ですが、財政調整基金について、8億6,271万円を取り崩し、令和5年度剰余金等として、3億1,978万6千円を積み立てたことから、令和6年度末の残高は、14億4,895万1千円となっています。

次に、5、剰余金の状況ですが、収支差引残額 3億3,676万8,568円は、令和7年度に繰越しますが、そこから、国等へ返還予定の精算見込額を差し引き、残りの3億1,479万8,213円を財政調整基金に積み立てる予定です。

なお、別冊の議案書の 25 ページに議案書を、また、別冊資料として決算書及び附属書類、及び主要施策の成果説明書、並びに監査委員からの決算審査意見書を提出しておりますので、あわせて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議のうえ、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、15ページの議案関連質問発言通告表のとおり、認定第1号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

鈴木京子議員の発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19番議員（鈴木 京子君）

鈴木京子です。認定第1号について2問質問いたします。標準システムクラウド化対応による委託料を含む電算システム関係費は、前年度比 56%の増ですが、増えた理由は何でしょうか。

2問目ですが、電算処理システム運用経費の財源は、市町村の負担となっていますが、国の負担であるべきと考えます。広域連合の見解を伺います。以上です。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

鈴木議員から、2問の質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず始めに、電算システム関係費が増えた理由についてお答えいたします。標準システムのクラウド化は、国が主体となり実施する事業で、令和6年度までに行うこととされており、増えた主な理由は、クラウド環境の構築及びデータ移行、独自システムの改修などに係る費用によるものです。

続きまして、電算システムの保守運用経費の財源についてお答えいたします。保守運用経費については、広域連合の運営に係る事務費として、法令により市町村からの負担金を財源とすることとされております。なお、制度改正等に伴うシステム改修などの費用については、国による財政支援が行われております。以上でございます。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

これより討論に入ります。

認定第1号について、鈴木京子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19番議員（鈴木 京子君）

鈴木京子です。認定第1号、一般会計決算に反対の立場、不認定の立場で討論をします。

2024年度一般会計決算の特徴として、標準システムクラウド化対応による委託料の増加が挙げられます。標準システムは個人情報の扱いが含まれますが、個人に属する医療情報がどのようにマイナンバーと紐づけをされ使用されているのか、実態について広域連合はつまびらかにしていません。個人情報は民間企業で活用されていることを承知している被保険者はどれほ

どういらっしゃるのでしょうか。システムが複雑になるにつれて、個人情報の漏洩の危険性はなくならないばかりか、拡大されていると考えます。システム改修の初期費用は国が負担しますが、その後の経費も市町村に負担させるのではなく、国が責任を負うべきです。2024年12月2日以降、保険証は廃止されてしまいました。このことによる被保険者、保険者、医療・介護に従事する関係機関に多大な混乱をもたらした原因は国にありますが、広域連合として国への抗議が求められます。資格確認書の全員交付だけでは窓口全額負担を回避できないと考え、来年3月31日まで期限切れの保険証を使えるようにせざるを得ないという状況です。その上、スマートフォンに搭載されたマイナ保険証の読み取り機の不備がある中で、マイナ保険証のスマートフォン搭載を進めており、日本医師会の医師が疑問を呈していることが新聞にあがって報道されました。従来の紙の保険証に戻すべきです。高齢者に負担を強いいる制度設計そのものに反対です。

広域連合の議員の定数20名は少なすぎます。特に、2枚しかない町村区分は増やすべきです。また、保険料は広域連合議会で決定した上で市町村議会に予算計上されるべきところ、順序が逆になっていることは改めるべきと考えます。以上の観点から一般会計の認定に反対とさせていただきます。

○議長（清水 富雄君）

以上ですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号を認定することに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定いたしました。

【令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第16、認定第2号、令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

認定第2号について、御説明申し上げます。特別会計の決算につきまして、地方自治法の規定に基づき監査委員の決算審査に付し、意見書の提出がありましたので、議会の認定をいただきたい提案するものです。議案説明資料の15ページ、資料5を御覧ください。

1、令和6年度決算の収支ですが、収入総額1兆1,484億7,903万5,284円、支出総額1兆1,324億6,877万8,948円、収支差引残額は、160億1,025万6,336円となっています。

2、歳入についてですが、項目ごとの決算額は(1)の総括表のとおりです。(2)歳入の補足説明ですが、現年度分の保険料納付金は、被保険者数の増加に伴い、前年度より217億1,431万円の増となっています。16ページを御覧ください。

3、歳出についてですが、項目ごとの決算額は(1)の総括表のとおりです。

次に、(2)歳出の補足説明ですが、保険給付費は、被保険者数の増加、療養給付費等の増

加に伴い、前年度より 506 億 7,481 万 2 千円の増となっています。また、次ページ上段の基金積立金については、剩余金の積立金の減額により、前年度よりも 21 億 9,515 万 8 千円の減となっています。

次に、4、財政運営期間の状況ですが、令和 6 年度は、財政運営期間の 1 年目にあたりますが、保険料率算定時の見込みと実績を比較した表を掲載しています。上から 3 つ目の表の療養給付費等については、被保険者数が保険料率算定時の見込みより下回ったことなどから、2 億円減の 1 兆 1,058 億円となっています。また、4 つ目の表の保険料収納額等については、一人当たりの保険料額が保険料率算定時の見込みより上回ったことなどから、2 億円増の 1,607 億円となっています。18 ページを御覧ください。

5、基金の状況ですが、(1) 後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金については、療養給付費等に要する費用として、62 億 2,848 万 8 千円を取り崩した一方で、前年度剩余金など、25 億 609 万 6 千円を積み立てたことにより、令和 6 年度末の残高は、85 億 3,072 万 9 千円となっています。(2) 保健事業等支援基金については、保健事業費に要する費用として 8,764 万 3 千円を取り崩した一方で、前年度剩余金など、487 万円を積み立てたことにより、令和 6 年度末の残高は、17 億 3,524 万 8 千円となっています。

次に、6、剩余金の状況ですが、収支差引残額 160 億 1,025 万 6,336 円は、令和 7 年度に繰越しますが、そこから、国等へ返還予定の精算見込額を差し引き、残りの 42 億 425 万 5,954 円を療養給付費等支払準備基金に積み立てる予定です。

なお、別冊の議案書の 27 ページに議案書を、また、別冊資料として決算書及び附属書類、及び主要施策の成果説明書、並びに監査委員からの決算審査意見書を提出させていただておりますので、あわせて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議のうえ、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、15 ページの議案関連質問発言通告表のとおり、認定第 2 号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

鈴木京子議員の発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19 番議員（鈴木 京子君）

鈴木京子です。認定第 2 号について 3 間質問いたします。

保険料の徴収方法は、納付書による普通徴収と年金から天引きする特別徴収があります。普通徴収は約 3 割です。保険料の未納があります。無理な徴収はされてはなりませんが、生活実態に合わせた徴収が行われているか、広域連合としての把握はどのようにされているのでしょうか。

2 点目に、令和 6 年度は一部 2 割に上がった窓口負担により運営されました。窓口負担の 2 割負担の導入から 3 年間行われる軽減を行う配慮措置が今年の 9 月で終了します。軽減措置があっても受診抑制があると考えますが、本連合では、受診抑制の影響はどう把握していらっしゃいますでしょうか。

3 点目に、次期保険料は、出産育児支援金に加え、子ども・子育て支援金が上乗せされる上、剩余金は前期より少ないことが見込まれています。財政安定化基金の取り崩しや、国、県への支援を求めるなどあらゆる手立てで財源の確保に努め、保険料の引下げが必要と考えますが、

どうでしょうか。以上です。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

鈴木議員から、3問の質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず始めに、保険料未納への対応についてお答えいたします。市町村において、口座振替勧奨により未納を防ぐ働きかけを行うとともに、納付相談や生活状況を調査する中で、納付できない特別な事情があると判明した方に対しては、保険料の減免、生活支援部門への案内などを行っております。引き続き、市町村と連携して適正な対応に努めてまいります。

続きまして、窓口2割負担導入に係る受診抑制の影響についてお答えいたします。窓口2割負担導入前後における受診抑制の影響の有無については、被保険者個別の状況等に関する長期的な調査が必要となるため、当広域連合で把握することは困難であり、調査を行うことは考えておりません。

続きまして、保険料の抑制策についてお答えいたします。保険料の負担増を緩和するため、これまでも特別会計剩余金を活用しており、今後も活用する予定です。財政安定化基金については、令和8年度、9年度の次期保険料率算定に向けて、県と協議の上、被保険者にとって有益な活用方法を検討してまいります。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

これより討論に入ります。

認定第2号について、鈴木京子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19番議員（鈴木 京子君）

鈴木京子です。認定第2号について不認定の立場で討論をいたします。窓口負担が2割になる方が約28%となった中での特別会計の執行でした。保険料の特別徴収、いわゆる年金天引の方が7割、納付書で払う方の中には払えない方もいます。滞納者への差し押さえが635件ありました。生活を脅かすような差し押さえによる徴収があつてはなりません。差し押さえのルールは設けられていますが、広域連合として生活実態を把握して生活に支障が起きないような徴収がされているか確認すべきと考えます。

受診抑制はほとんど起きていないとの認識ですが、命に関わることですので、広域連合の調査をお願いします。手立てが尽くされたとは思いません。物価の高騰で高齢者の生活はますます大変になっています。高齢者医療保険料だけではなく、介護保険料も値上げされ、窓口負担が2割になった方の生活は苦しくなって当然です。受診控えがあったと考えなければなりません。来年度の保険料は、子ども・子育て支援金が上乗せされる予定です。保険料値上げ回避のためにあらゆる手立てを尽くすことを求めます。

○議長（清水 富雄君）

以上ですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第2号を認定することに、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定いたしました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めるについて】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第17、同意第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。」とありますので、8番、浅野文直議員の退席を求めます。

事務局に提案理由の説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

同意第1号について、提案理由を御説明申し上げます。議場配付資料①の19ページを御覧ください。広域連合議員のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに浅野文直議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。浅野氏の略歴は、20ページの履歴書のとおりでございまして、監査委員の適任者と存じます。選任について、議会の御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第1号に同意することに、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の浅野文直議員の入場を許可いたします。

ただいま選任同意をいたしました、監査委員の浅野文直議員から、御挨拶をお願いいたします。

浅野文直議員。

○8番議員（浅野 文直君）

ただいま、議員の皆さま方から御賛同をいただき、監査委員に就任をいたしました浅野文直でございます。1兆1千億円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性と重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から監査委員という職責を全うしてまいりたいと皆さまにお誓いいたしまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（清水 富雄君）

ありがとうございました。

【陳情】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第 18、陳情第 3 号、2 割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を、1 割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情、について議題といたします。

議場配付資料①の 21 ページを御覧ください。本件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第 136 条及び第 141 条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩といたしますが、ここで、会議時間の延長について、あらかじめお諮りしておきたいと思います。本日の会議時間につきましては、午後 5 時を過ぎる場合も考えられますので、その場合には会議時間を延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。それでは、暫時休憩いたします。

午後 4 時31分 休憩

午後 4 時51分 再開

【委員長報告（陳情）】

○議長（清水 富雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、陳情第3号、2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を、1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情、について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

大槻和弘議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大槻 和弘君）

委員会の付託事件について、審査の報告を申し上げます。陳情第3号、2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を、1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情でございますが、審査の結果、不採択の結果になりました。以上で報告を終わります。

○議長（清水 富雄君）

ありがとうございました。

ただいま議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件について、鈴木京子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19 番議員（鈴木 京子君）

鈴木京子です。全日本年金者組合神奈川県本部より提出された、2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を、1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情に賛成の立場で討論します。

2022 年 10 月から窓口負担が 2 割に引き上げられた方が 28% 近くに及びます。医療生協かながわが取りまとめたアンケート 308 人分のうち、窓口の負担感がとても重いと答えた人が 14.2%、重いと答えた人が 54.7% で合わせると約 7 割にも及びます。受診をためらうようになったが 8.2%、受診回数・薬を減らしたが 5.2% と陳情中にあります。深刻な受診抑制が起きていると考えます。窓口負担が 2 割になってしまっても生計収支に余裕があるというのは国の誤った

認識によるもので、物価高騰などは勘案されず、医療や介護を利用する機会が増えてくる高齢者にとって命が脅かされる状況です。持続可能な社会保障制度とは一体何でしょうか。持続可能という理由によって高齢者の安全・安心が脅かされてはならないと思います。よって、窓口負担を1割に戻すことを求める意見書の提出に賛成、議会運営委員会の結果には反対といたします。討論は以上です。

○議長（清水 富雄君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第3号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

【閉会中継続審査】

○議長（清水 富雄君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の3ページから5ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（清水 富雄君）

この際、お諮りいたします。本定例会の議決の結果、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（清水 富雄君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

本日、長時間にわたり多数の議案を御審議いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

私の広域連合長としての任期は、今月 29 日で満了となります。この間、皆さまからの温かい御指導や御協力をいただき、無事に務めを果たすことができましたこと、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

次期広域連合長には、相模原市の本村市長が就任されます。議員の皆さまには、今後とも、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に向けた変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（清水 富雄君）

これをもちまして、令和 7 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を閉会いたします。長時間にわたり御協力いただき、ありがとうございました。

午後 4 時59分　閉会

○議決結果

議 案	件 名	結果
承認第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号））	承認
議案第 8 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 9 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
認定第 1 号	令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第 2 号	令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
同意第 1 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第 3 号	2 割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を、1 割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨 時 議 長 鈴木 京子

議 長 清水 富雄

議 員 東 みちよ

同 福島 直子